

# 青森県報

第三千七百七十八号

平成二十五年  
十二月四日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

青森県条例施行規則の一部を改正する規則……………	(税務課) …… 一
青森県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車 に対する自動車税の特例に関する条例施行規則の一部を改 正する規則……………	(同) …… 二

### 告示

生活保護法による医療機関の指定……………	(健康福祉課) …… 三
生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………	(同) …… 三
生活保護法による施術者の指定……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出……………	(同) …… 四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立 の支援に関する法律による施術者の指定……………	(同) …… 四
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 五
道路の供用の開始……………	(同) …… 五
土砂災害警戒区域の指定……………	(河川砂防課) …… 六

### 公告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第一項の規定による公告……………	(県民生活課) …… 六
---	--------------

肥料登録の有効期間の更新……………

(食の安全・  
安心推進課) …… 六

## 規則

青森県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十七号

青森県条例施行規則の一部を改正する規則

青森県条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次の  
ように改正する。

第一条第一項第一号中「及び検査」を「並びに検査並びに提示及び提出の要求並び  
に留置き」に改める。

第十三条第五項第一号中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生  
活を総合的に支援するための法律(」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の  
日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」  
を「第一条の二第三号」に、「次条第三項第三号」を「次条第一項第三号」に改める。

第一号様式(その二)「及び検査」を「並びに検査並びに提示及び提出の要求」に、  
「検査を行う」を「検査し、若しくは提示若しくは提出を求める」に改める。

第二号様式(その二)「(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日  
本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パー  
セントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業  
手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)」の割合「を(」の割合  
(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パー  
セントの割合を加算した割合(以下「特別基準割合」という。))が年7.3パーセント  
の割合に満たない場合には、その年(以下「特別基準割合適用年」という。))中にお  
いては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基  
準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつ



青森県県税条例中合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の特例に関する条例施行規則（昭和二十七年八月青森県規則第八十号）の一部を次のように改定する。

第六条の見出し中「差押置書等」を「差押物件の封込」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第六号様式」を「第五号様式」に改め、同項を同条第二項とする。

第七号様式第一項中「第七号様式」を「第六号様式」に改める。

第四号様式第一項（当該期間のうち平成十二年一月一日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合）の割合を（平成十二年一月一日から平成25年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年7.3パーセントの割合にあつては、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合とします。平成26年一月一日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特別基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）とし、  
「After January 1, 2000, the ratio of the official discount rate on November 30 of the previous year plus 4% will be applied on condition that it is from January 1, 2000 to December 31, 2013, the ratio of 7.3% will be the ratio of the official discount rate on November 30 of the previous year plus 4% on condition that it does not exceed 7.3%, and as for the period after January 1, 2014, the ratio of 14.6% will be the ratio of 7.3% added to the ratio of the rate specified in the public notice pursuant to the provision of Article 93 (2) of the Act on Special Measures Concerning Taxation on the previous year plus 1%, and the ratio of 7.3% will be the ratio of 1% added to the ratio of the rate specified in the

public notice on the previous year plus 1% (the ratio will be 7.3% on condition that the ratio of 1% added to the ratio of the rate specified in the public notice on the previous year plus 1% exceeds 7.3%) on condition that the ratio of the rate specified in the public notice on the previous year plus 1%」に改め、

第五号様式を削り、第六号様式を第五号様式とし、第七号様式を第六号様式とする。

附 則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。

告 示

青森県告示第八百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により改定する。

平成二十五年十一月四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業名	事業所		指定年月日
	主たる事務所の所在地	所在地	
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町字上田狭沢四九	公立野辺地病院訪問看護ステーション	平成三三・一〇・一

青森県告示第八百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により改定する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
傍島内科医院	弘前市大字城西二丁目八の一	平成二五・一〇・二六

青森県告示第八百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
前村 嘉春	じん整骨治療院	八戸市沼館一丁目一九の四ベストライフビル一階二号室	平成二五・一〇・三

青森県告示第八百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

事業所

指定年月日

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
北部上北広域事務組合	上北郡野辺地町九字田狭沢四の九	公立野辺地病院訪問看護ステーション	上北郡野辺地町字鳴沢九の二	平成二五・一〇・一

青森県告示第八百四十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	休止年月日
傍島内科医院	弘前市大字城西二丁目八の一	平成二五・一〇・二六

青森県告示第八百四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。



平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	前村 嘉春	施術所の名称	院 じん整骨治療	施術所の所在地	八戸市沼館一丁目一九の四ベスト ライフビル一階二号室	指定年月日	平成二五・一〇・三
-----	-------	--------	----------	---------	-------------------------------	-------	-----------

青森県告示第八百四十二号  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり  
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年一月三日まで青森県県土整備部  
 道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

番 号	図 面 種 類	道 路 類 の 路 線 名	変 更 の 区 間	変更の前後別の敷地の幅員		敷地の延長		備考
				前	後	前	後	
1	県 道	青森田代十和田線	青森市桜川八丁目五四九の四八から 青森市桜川八丁目五四九の四七まで	一七・八〇メートルから 一七・八〇メートルまで	一七・九〇メートルから 一七・八〇メートルまで	一八・七〇メートル	一八・七〇メートル	
2	国 道	三三三八号	むつ市大字田名部字斗南岡三三の四二二から むつ市大字田名部字斗南岡三三の二一九まで	一三・九〇メートルから 一三・九〇メートルまで	一三・〇七メートルから 一三・〇七メートルまで	一三三・二〇メートル	一三三・二〇メートル	

青森県告示第八百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり  
 道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年一月三日まで青森県県土整備部  
 道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
国道三三三八号	むつ市大字田名部字斗南岡三三の四二二から むつ市大字田名部字斗南岡三三の二一九まで	二五・三・六
県道むつ尻屋崎線	下北郡東通村大字尻屋字水神七二の一から 下北郡東通村大字尻屋字ツボケ沢三七の二ま	平成二五・三・四

青森県告示第八百四十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南部地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

白沢土砂災害警戒区域

一 指定の区域

平川市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

二 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十五年十一月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あいゆう

三 代表者の氏名

大谷 圭子

四 主たる事務所の所在地

北津軽郡板柳町大字館野越字早稲田五四の二

五 定款に記載された目的

この法人は、在宅で生活する障がい者の方々に対して、就労する上での支援並びに生活を楽しみ、生きがいを見出すことにつながる活動を行い、障がい者があらゆる分野において自由な社会参加ができ、そしてライフステージの全ての段階において人権が尊重され、活動ができる社会を目指すことによって、福祉の向上に寄与することを目的とする。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、平成二十五年十一月二十七日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十五年十二月四日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (パーセント)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
青森県第 三二四号	魚かす粉末	純有機一号	窒素全量 九・〇 りん酸全量 六・〇	公定規格 のとおり	丸光水産株式 会社 八戸市諏訪二 丁目二六の一
青森県第 三二五号	魚かす粉末	純有機四号	窒素全量 七・〇 りん酸全量 八・〇	公定規格 のとおり	丸光水産株式 会社 八戸市諏訪二 丁目二六の一
青森県第 三二六号	魚かす粉末	純有機五号	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一五・〇	公定規格 のとおり	丸光水産株式 会社 八戸市諏訪二 丁目二六の一

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県 青森市

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭